

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7年 9月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第94号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（令和 7年名古屋市条例第22号）
中別表第 2の改正規定の施行期日は、令和 8年 1月 5日とする。